

第4章 知的財産

(1) ルールの背景

ウルグアイ・ラウンド交渉の結果、一括受諾の一環としてTRIPS協定が合意された。他のWTO協定は、原則として、貿易制限や差別的措置を禁止するものか、例外的な貿易制限についての要件・手続を定めるものであるが、TRIPS協定は、加盟国の国内の制度について直接規律をするものであり、それまでの協定とはその性格が大きく異なるものであった。その後の国際的な議論においては、TRIPS協定により義務化された知的財産保護制度が自国の企業や経済の発展に寄与していないとの認識などから、知的財産保護の強化に反対、あるいは独自の要求をする動きが表面化し、その結果、マルチのフォーラムにおける各国の立場の隔たりが大きくなり、多国間での制度調和の議論を進展させることが困難な状態となっている。知的財産の保護強化、実効的なエンフォースメントといった知的財産保護体制を構築するためには、WTO体制の下でのマルチによる体制構築が望ましいことはいうまでもないが、このような現状からは、ルールメイキングの場としてふさわしいマルチの場と、より迅速な交渉が可能であるプルリ、バイ等の場を目的に応じてバランスよく利用して、体制構築を図って行く必要がある。

現状では、アジア諸国を中心として日本製品の模倣品・海賊版等の不正商品の製造・流通による知的財産権侵害が発生しており、日本企業が事業を行う上での障害のひとつとなっている。これについても、WTOの場での問題提起やTRIPS協定上の紛争解決手続きも視野に入れつつ、相手国の事

情に応じたプルリ、バイなどの個別交渉により、TRIPS協定の確実な実行を求めるとともに、TRIPS協定以上の義務も求めていくことが重要である。

(2) 法的規律の概要

TRIPS協定においては、第4条において知的財産権の保護に関し、加盟国が他の国民に与える利益、特典、特権又は免除は、他のすべての加盟国の国民に対し即時かつ無条件に与えられる、との最惠国待遇が規定されており、知的財産権の「保護」は、取得可能性、取得、範囲、維持及び行使に関する事項並びにTRIPS協定において特に扱われる知的財産権の使用に関する事項を含むことが規定されている（TRIPS協定第3条脚注）。他方、1947年のGATT第24条やGATS第5条に対応する規定は、TRIPS協定には設けられていない。そのため1947年のGATT第1条に規定される最惠国待遇の例外により特定地域内のみでの撤廃が可能な関税等とは異なり、知的財産権に関しては、EPA/FTAで規定された事項についてもTRIPS協定第4条で規定された範囲において最惠国待遇によりEPA/FTA締結国以外のWTO加盟国に均てんされることとなる。

(3) 我が国のEPA/FTA知的財産章の概要

我が国はこれまで13か国・地域とEPA/FTAを締結し、日ASEAN包括的経済連携（AJCEP）を除き、知的財産に関する規定を設けている。そこではTRIPS協定以上の義務も規定しており、ここでは、

それぞれの知的財産章を概観する。現在までに締結してきた我が国的主要なEPA/FTAの知的財産章における特徴は、大きく分類すると以下の3点となる。

(a) 手続の簡素化・透明化

TRIPS協定は権利取得についての手続の詳細は定めていないが、EPA/FTAで公証義務の原則廃止、優先権証明書の翻訳文証明手続の簡素化などの規定を導入することにより、特許出願などを行う際の手續面の負担を軽減し、権利取得の容易化を図っている。また、知的財産保護関連情報の入手を容易にすることで、出願や権利執行などに関する予見性の向上を図っている。

(b) 知的財産の保護強化

日本国特許庁の特許審査結果を提出することにより、相手国で実体審査を経ずに特許取得ができるようとする、あるいは、相手国で早期に審査をするよう請求ができるようとするなどの制度により、権利付与の迅速化を図っている。また外国周知商標を保護する規定を盛り込むなど、知的財産保護の向上を図っている。

(c) エンフォースメント強化

TRIPS協定は、第51条において国境措置、第61条において刑事罰につき規定しているが、義務規定の対象とされているのは不正商標商品及び著作権侵害物品についてのみであり、その他の知的財産権侵害物品に関しては共に任意規定となっている。そこで、国境措置、刑事罰の対象となる権利を拡大するとともに、TRIPS協定で明示的に記載されていない形態模倣行為の禁止等を明確に規定するなど、対象権利の拡大及び明確化による実体的なエンフォースメント強化を行うとともに、TRIPS協定第57条に規定されている情報通知を義務化するなど、手續面での改善により、エンフォースメント強化を図っている。

各国とのEPA/FTAについては以下のとおり。

①日シンガポールEPA

第10章において、①シンガポール特許取得の円滑化、②知的財産権に関する両政府データベースの連携、③知的財産権に関する合同委員会の設置、が規定されているほか、知的財産権の分野における協力も定められている。そのうち、①に関しては、日本国特許庁をシンガポール特許法上の「所定特許機関」に指定することが規定された（同EPA第98条及び実施取極第11条）。その結果、シンガポール特許出願に対応する日本の特許出願の審査結果をシンガポール知的財産庁に提出することにより基本的に日本の審査結果が受け入れられ、シンガポールで同国特許を取得する、という道が拓かれた。

②日メキシコEPA

本協定には、知的財産章は設けられていないが、第14章「二国間協力」の中の第144条（知的財産の分野における協力）で、両締結国が知的財産分野における協力を発展させる旨規定すると共に、情報交換を行う事項の例示がなされている。なお、第3章「物品の貿易」第8条（蒸留酒の地理的表示の保護）は、附属書三に規定する蒸留酒の地理的表示が、TRIPS協定上保護される地理的表示に該当することに両締約国が合意し、お互いに保護を行うことを規定している。また、同協定の署名時の首脳共同声明において、同協定の締結に伴い、両国政府が知的財産権を侵害する模倣品及び海賊版を撲滅するために必要な行動をとること、並びに「標章の国際登録に関するマドリッド協定に関する議定書」が商標の効果的及び世界的な保護に貢献することが確認され、メキシコ政府が同議定書を批准するためにあらゆる努力を払う意図が再確認されている（メキシコ政府は2012年11月に同議定書を批准、2013年2月に発効）。

③日マレーシアEPA

本協定には第112条から第130条までの全29条からなる独立した知的財産章が設けられており、主

に『手続の簡素化・透明化』、『知的財産の保護強化』、『エンフォースメント強化』に係る条項から構成されている。また、日マレーシア両国の目指す方向性として、①知的財産の十分、効果的かつ無差別の保護、②知的財産保護制度の効率的かつ透明な運用の促進、③知的財産侵害に対する権利執行措置の提供、が明確化されるとともに(第112条)、協定締結後に①知的財産に関するあらゆる事項(模倣品問題など)の協議や、②本交渉で合意できなかった事項(条約加入など)の継続協議、などを実施するための枠組みとして「知的財産小委員会」の設置が定められている(第129条)。

主な条項は以下のとおり。

(a) 手続の簡素化・透明化

(i) 國際分類の付与(第116条第2項)

特許出願、商標出願に対し、マレーシアが未加入(日本は加入済)であるストラスブル協定、ニース協定に基づく分類を付与することを両国で義務化した(EPA発効後の2007年、マレーシアはニース協定に加入)。

(ii) 特許出願日から18か月後の出願公開制度の導入(第119条第5項)

マレーシアでは、特許出願を特許登録時まで非公開とする制度となっていたが、出願日から18か月後に公開する制度(出願公開制度)を規定した。

(b) 知的財産の保護強化

(i) 特許審査の迅速化(第119条第3項及び第4項)

①自身の特許出願の審査を通常の出願よりも優先して受けることの合理的理由(権利侵害など)がある場合には、その旨の請求を出願人が行うことができる仕組みを導入した。②また、一方国に出願している特許出願を他方国に出願している場合に、他方国において通常の出願よりも優先して審査を受けることができる仕組みを導入した。

(ii) 意匠の新規性阻却事由の拡大(第120条第2項及び第3項)

マレーシアでは、意匠の新規性阻却事由を「マ

レーシアで公衆に公開済であるもの」としていたが、更に「インターネットを通じて公開されたもの」を追加した。併せて、「上記公開対象地域を外国にまで拡大するよう努めること」を規定した。

(iii) 周知商標の保護の強化(第121条第2項)

一方国内で周知されている商標について、他方国において不正目的で出願された場合、当該出願を拒絶又は取消すことを規定した。

(iv) 不正競争の明確化(第124条第2項)

マレーシアでは不正競争防止法が存在しないため、TRIPS協定では明記されていない「他人の商品形態を模倣した商品の提供行為」「ドメインネームの不正使用行為など」が本EPA協定上の不正競争の対象に含まれることを明記した。

(c) エンフォースメント強化

(i) 権利侵害物品情報通知の義務化(第125条第2項)

権利侵害物品の荷送人・輸入者の名称・住所を権利者に通報することは、TRIPS協定第57条において任意規定とされているが、これを両国で義務化した。

(ii) 積み戻し禁止の対象拡大(第125条第3項)

侵害物品の積み戻しを禁止することについては、TRIPS協定第59条において、商標のみが保護対象となっていたが、この対象に著作権も含めた。

④日フィリピンEPA

本協定には第117条から第130条までの全14条からなる独立した知的財産章が設けられており、主に『手続の簡素化・透明化』、『知的財産の保護強化』、『エンフォースメント強化』に係る条項から構成されている。また、日フィリピン両国の目指す方向性として、①知的財産の十分かつ無差別的な保護、②知的財産保護制度の効率的・透明性のある運用、③知的財産侵害に対する効率的な権利執行、が明確化されるとともに(第117条)、協定締結後には、知的財産に関する保護強化・模倣品問題などを継続的に協議するための枠組みと

して「知的財産小委員会」の設置が定められている（第130条）。

(a) 手続の簡素化・透明化

(i) 公証義務の原則禁止（第120条第2項）

知的財産権の出願その他の行政手続について、当局に提出される書類上の署名その他の提出者を特定する方法についての公証義務を原則として禁止した。

(ii) 優先権証明書の翻訳文証明手続の簡略化（第120条第4項）

優先権証明書の翻訳文の正確性について認証要件を課す場合、認証に代えて、翻訳者による翻訳が誠実かつ正確に行われた旨の書面を提出することにより行うことができる旨を規定。

(iii) 国際分類の付与（第120条第5項）

フィリピンは特許分類に関するストラスブル協定、商標分類に関するニース協定のいずれにも加盟していないが、これら国際分類に従った分類の付与を可能な範囲で両国の義務とした。

(iv) 知的財産保護関連情報の入手容易化（第121条）

知的財産権の登録情報及びこれらに関し知的財産庁が保有する一件書類、並びに知的財産保護制度に関する情報（エンフォースメントに関する自国の活動についての情報を含む）を公衆が容易に利用できるようにするために、適切な措置をとることを規定した。

(b) 知的財産の保護強化

(i) 特許早期審査請求（第123条）

特許の出願人が当局に対し出願を早期に審査すべき旨の申請を提出できることを規定した。

(ii) 形態模倣行為・混同惹起行為の禁止（第128条第2項）

不正競争の対象として、TRIPS協定に明記されていない、他者の商品の外観を模倣する商品を販売する行為・競業者のサービスとの混同を生じさせる行為が含まれることを明記した。

(c) エンフォースメント強化

(i) 税関差止め対象権利の拡大（第129条第1項）

税関における侵害品の差止め対象をTRIPSレベルの商標、著作権などから、特許権、実用新案権、意匠権にも拡大した。

(ii) 刑事罰対象権利の拡大（第129条第3項）

刑事上の手続と罰則について、対象となる権利をTRIPSレベルの商標、著作権などから知的財産全体（特許権、実用新案権、意匠権、半導体回路配置権、及び植物の新品種に関する権利）に拡大した。

⑤日タイEPA

本協定には第122条から第144条までの全23条からなる独立した知的財産章が設けられており、主に『手続の簡素化・透明化』、『知的財産の保護強化』、『エンフォースメント強化』に係る条項から構成されている。また、日タイ両国の目指す方向性として、①知的財産の十分、効果的かつ無差別の保護、②知的財産保護制度の効率的かつ透明な運用の促進、③知的財産侵害に対する権利執行措置の提供、が明確化されるとともに（第122条）、協定締結後に知的財産の保護強化・模倣品問題などを継続的に協議するための枠組みとして「知的財産小委員会」の設置が定められている（第143条）。

主な条項は以下のとおり。

(a) 手続の簡素化・透明化

(i) 国際分類の付与（第126条第2項）

タイは特許分類に関するストラスブル協定、及び商標分類に関するニース協定とともに未加盟であるところ、これら国際分類に従った分類の付与を可能な範囲で両国の義務とした。

(ii) 知的財産保護関連情報の入手容易化（第127条）

産業財産権の出願・登録情報及びこれらに関し知財庁が保有する一件書類、並びに知的財産保護制度に関する情報（エンフォースメントに関する

自国の活動についての情報を含む) を公衆が容易に利用できるようにするため、適切な措置をとることを規定した。

(b) 知的財産の保護強化

(i) 新規性阻却事由の拡大（第130条第2項、第131条第2項）

タイ国外において公知となった発明及び意匠、並びにインターネット等を介して公知となった発明が新規性を喪失することを規定した。

(ii) 外国周知商標の保護（第132条第2項）

外国で周知の商標であって、不正の目的をもつて使用するもの又は権利者若しくは出所についての混同を招くものについて、当該登録を拒絶又は取消すことを規定した。

(c) エンフォースメントの強化

(i) 国境措置の強化（第138条第3項～第5項）

権利侵害物品の荷受人・輸入者の名称・住所を権利者に通報することは、TRIPS協定第57条において任意規定とされているが、これを両国で義務化した。また、商標権、著作権及び著作隣接権の侵害物品につき、税関当局が職権により水際取締りを開始できることを確保した。更に、侵害物品の積み戻しを禁止することについて、TRIPS協定第59条においては商標のみが対象となっているが、この対象に著作権及び著作隣接権も含めた。

(ii) 刑事手続・罰則対象権利の拡大（第140条第1項、第4項）

刑事上の手続と罰則の対象となる権利について、TRIPS第61条においては商標権、著作権及び著作隣接権が対象となっているが、これを知的財産全体（特許権、実用新案権、意匠権、半導体回路配線権、及び植物の新品種に関連する権利）まで拡大した。また、特許権・実用新案権・意匠権・商標権及び植物の新品種に関連する権利の侵害を非親告罪とした。

⑥日インドネシアEPA

本協定には第106条から第123条までの全18条からなる独立した知的財産章が設けられており、「手続の簡素化・透明化」、「知的財産の保護強化」、「エンフォースメント強化」に係る条項から主に構成されている。また、日インドネシア両国を目指す方向性として、①知的財産の十分、効果的かつ無差別の保護、②知的財産保護制度の効率的かつ透明な運用の促進、③知的財産侵害に対する権利執行措置の提供、が明確化されるとともに（第106条）、協定締結後に知的財産の保護強化・模倣品問題などを継続的に協議するための枠組みとして「知的財産小委員会」の設置が定められている（第123条）。

主な条項は以下のとおり。

(a) 手続の簡素化・透明化

(i) 公証義務の原則禁止（第109条第2項）

産業財産権の出願その他の行政手続について、当局に提出される書類上の署名その他の提出者を特定する方法についての公証義務を原則として禁止した。

(ii) 優先権証明書の翻訳認証の禁止（第109条第4項）

優先権証明書の翻訳文に対する認証を要求することを禁止する旨を規定した。

(iii) 「包括委任状制度」の導入（第109条第5項）

産業財産権の出願その他の行政手続について、手続をする者が代理人に対し、現在及び将来にわたる複数の事件に対する包括的な代理権の授与を可能とする包括委任状制度を導入する旨を規定した。

(b) 知的財産の保護強化

(i) 特許において「審査・審判結果の提供に基づく早期審査制度」の導入（第112条第3項、第4項）

一方国に出願している特許出願を他方国に出願している場合に、他方国において通常の出願より

も優先して審査を受けることができる仕組みを導入した。

(ii) 意匠において「部分意匠制度」の導入及び「類似意匠」の保護（第113条第3項、第4項）

意匠権の範囲を、同一のみならず類似の意匠にまで拡大。また、独立した製品として取引の対象とされず流通をしない物品の部分に係る意匠を、意匠法の保護対象とする制度を導入した。

(iii) 商標において「外国周知商標制度」の導入（第114条第2項）

一方国内で周知の商標について、他方国において不正目的出願された場合、当該出願を拒絶又は取消すことを規定。

(c) エンフォースメントの強化

(i) 国境措置の強化（第119条第1項、第3項）

税関における侵害品の差止め対象をTRIPSレベルの商標、著作権等の輸入品から、輸出品にも拡大。また、侵害物品の積み戻しを禁止することについては、TRIPS協定第59条において、商標のみが対象となっていたが、この対象に著作権も含めた。

(ii) 刑事罰対象権利の拡大（第121条）

刑事上の手続と罰則について対象となる権利をTRIPSレベルの商標、著作権等から知的財産全体（特許権、実用新案権、意匠権、半導体回路配置権、及び植物の新品種に関する権利）に拡大。

⑦日チリEPA

本協定には第158条から第165条までの全8条からなる独立した知的財産章が設けられており、主に『手続の簡素化・透明化』、『知的財産の保護強化』、『エンフォースメント強化』に係る条項から構成されている。

主な条項は以下のとおり。

(a) 手続の簡素化・透明化

(i) 國際分類の付与（第159条第2項）

チリは特許分類に関するストラスブル協定、

及び商標分類に関するニース協定ともに未加盟であるところ、これら国際分類に従った分類の付与を可能な範囲で両国の義務とした。

(ii) 知的財産保護関連情報の入手容易化（第160条）

知的財産保護制度に関する情報（エンフォースメントに関する自国の活動についての情報を含む）を公衆が容易に利用できるようにするよう、適切な措置をとることを規定した。

(b) 知的財産の保護強化

(i) 商標に対する異議申立て機会の確保（第161条）

TRIPS協定上は任意規定となっている商標の出願又は登録に対する異議申立ての機会を確保することを義務化した。

(c) エンフォースメントの強化

(i) 税関差止め対象権利の拡大（第164条第1項）

侵害品の差止め対象をTRIPSレベルの商標、著作権の侵害輸入品から特許権、実用新案権、意匠権にも拡大、加えてこれらの権利の侵害輸出品にも拡大した。

⑧日ブルネイEPA

本協定には、知的財産章は設けられていないが、第8章「ビジネス環境の整備」中に知的財産権に関する規定が盛り込まれている。

(a) 知的財産の保護（第97条）

知的財産の保護をビジネス環境整備の要素として位置づけ、両国が取り組むべき知的財産関連事項として以下を規定。

(1) 知的財産保護の改善努力

(2) 知的財産関連国際協定の遵守義務

(3) 未加盟である知的財産関連国際協定への加盟努力

(4) 透明かつ簡素化された知的財産関連行政手続の確保努力

- (5) 適切かつ効果的な知的財産権エンフォースメントに向けた努力
- (6) 知的財産保護に関する公衆啓発の促進努力

(b) 協議メカニズムの設置（第99条）

政府関係者及び必要に応じ民間関係者が参加するビジネス環境整備小委員会を設置。

⑨日ベトナムEPA

本協定には第80条から第98条までの全19条からなる独立した知的財産章が設けられており、主に「手続の簡素化・透明化」、「知的財産の保護強化」、「エンフォースメント強化」に係る条項から構成されている。また、日ベトナム両国の目指す方向性として、①知的財産の十分、効果的かつ無差別の保護、②知的財産保護制度の効率的かつ透明な運用の促進、③知的財産侵害に対する権利執行措置の提供、が明確化されるとともに（第80条）、協定締結後に知的財産の保護強化・模倣品問題などを継続的に協議するための枠組みとして「知的財産小委員会」の設置が定められている（第97条）。

なお、主な条項としては、以下の内容が盛り込まれた。

(a) 知的財産関連手続の簡素化・透明化

(i) 公証義務の原則禁止（第83条2項）

産業財産権の出願その他の行政手続について、当局に提出される書類上の署名その他の提出者を特定する方法についての公証義務を原則として禁止。

(ii) 包括委任状制度（第83条5項）

産業財産権の出願その他の行政手続について、手続をする者が代理人に対し、現在及び将来にわたる複数の事件についての代理権の授与を可能とする制度（包括委任状制度）を実施する旨を規定。

(iii) 不正競争の明確化（第92条3項）

不正競争の対象として、TRIPS協定では明記さ

れていらない「ドメイン名の不正使用行為等」について、本EPA協定に含まれることを明記。

(b) 知的財産の保護強化

(i) 特許の優先審査制度（第86条3項）

特許出願公開後に第三者が当該発明を実施しているときには、当該第三者による実施の証拠または他国に出願された実質的に同一の発明についてのサーチ・審査結果等のいずれかを提出することにより、通常の出願よりも優先して審査を受けることができる仕組みを規定。

(ii) 特許の訂正審判制度（第86条4項）

特許権の付与後、請求項の範囲を減縮するため、明細書、請求項の範囲、または図面の訂正を請求することができる旨を規定。

(c) 権利行使の強化

裁判所による相当な損害額の認定（第94条2項）
知的財産権の侵害訴訟において、実際の経済的損害の証明が事案の性質上著しく困難なときは、可能な範囲で司法当局が損害額の認定権限を有する旨を規定。

⑩日イスEPA

本協定は、既にTRIPS協定等既存の国際約束に規定された水準を上回る知財保護制度を有する先進国同士の協定であり、今後の欧米先進国とのEPA交渉に先んじて、知財保護の包括的かつハイレベルな規定を設けたモデルケースとして位置づけられる。本協定には知的財産保護に関して第107条から第129条まで全23条の独立した章が設けられ、エンフォースメントの強化においてTRIPS協定の保護を超える規定が盛り込まれた点が特徴。また、知的財産に関する協議メカニズム（知財小委員会）を設置している。

(a) 手続の簡素化・透明化（第112条）

知的財産保護の透明性を高めるため以下の規定が盛り込まれている。

- (1) 特許出願及び付与、実用新案及び意匠登録、商標出願及び登録、集積回路の配置に関する登録、植物新品種の出願及び登録に関する情報を公開すること。
- (2) 国境措置として取締当局による知的財産侵害物品の差止めの申立てに関する情報を公開すること。
- (3) その他の知的財産保護制度に関する情報を公開すること。

(b) 知的財産の保護強化

- (1) 知的財産権保護の対象が特許権、実用新案権、意匠権だけでなく、植物新品種の保護（第118条）及び不正競争の防止（120条）にまで及んだ包括的な保護を規定。
- (2) 地理的表示（GI）（119条）につき、TRIPS協定で規定されている範囲の保護に加え、関連する表示（サービスにかかる表示、国名、州名、紋章、国旗等）について我が国の現行法令の範囲内で可能な限り保護する規定を設けている。また、両国でそれぞれ保護されている地理的表示を参考として、章末に付属書の形で表示している。

(c) エンフォースメントの強化

(i) 国境措置の強化（123条）

侵害品の差止め対象をTRIPSレベルの商標権、著作権等の侵害輸入品から、特許権、実用新案権、意匠権にも拡大、加えてこれらの権利の侵害輸出品にも拡大した。

(ii) 刑事手続・罰則対象権利の拡大（125条）

刑事上の手続きと罰則について対象となる権利をTRIPSレベルの商標権および著作権等から、知的財産全体（特許権、実用新案権、意匠権、集積回路配置利用権、及び植物新品種に関する権利）、営業秘密の不正開示及び不正競争行為に拡大。また、対象となる行為として、輸出入し、又は通過させる行為を規定。さらに、刑事罰の法人重課や、組織的犯罪集団による特許権、商標権、著作権等

の侵害に対する司法当局の収益及び財産を没収する権限についても規定。

(d) その他の規定

インターネット上の知的財産権の保護を促進するために、インターネット・サービス・プロバイダが、過度の責任を負うことなく、ウェブサイト上に掲載された侵害要素を削除や、侵害要素の発信者の身元を権利者に開示するための要件について規定（126条）。

⑪日インドEPA

本協定には第102条から第109条までの全8条からなる独立した知的財産章が設けられており、主に『手続の簡素化・透明化』及び『知的財産の保護強化』に係る条項から構成されている。インドがこれまで締結したEPAにおいては、TRIPS協定水準を超える規定は設けられていなかったにもかかわらず、TRIPS協定水準を超える要素を持つ、知的財産の十分にして効果的かつ無差別な保護を確保したことには意義がある。

(a) 手続の簡素化・透明化

(i) 優先権証明書の翻訳認証の禁止（第103条第2項）

翻訳の正確性に合理的な疑義を有する場合を除き、優先権証明書の翻訳文に対する認証を要求することを禁止する旨規定した。

(b) 知的財産の保護強化

(i) コンピュータ・プログラムを含む発明の特許可能性（第105条第1項）

特許出願に係る保護の対象がコンピュータ・プログラムを他のものとともに含むという理由のみで特許出願を拒絶することを要求してはならない旨規定した。

(ii) 周知商標の更なる保護（第106条第1項）

商標が「他方の締約国において周知の場合」、又は、「双方の締約国において周知の場合」のい

すれか又は双方の場合に、適当な場合には他の関連する要因を考慮した上で、締約国は当該商標を周知商標であることを決定する旨規定した。

(iii) 商標早期審査請求（第106条第2項）

商標の出願人が当局に対し、他の出願に優先して審査することの要請を提出でき、当局は当該要請を考慮して、他の出願に優先して審査するよう努める旨規定した。

⑫日ペルーEPA

本協定には、第167条から第188条までの全22条からなる独立した知的財産章が設けられており、知的財産の十分にして効果的かつ無差別的な保護の確保、権利取得に係る手続の簡素化の措置をとる旨が規定されている。また、知的財産の保護に關し、コンピュータ・プログラムを含む発明の特許保護可能性、部分意匠の保護、不正商標商品や著作権侵害物品の輸出差止め等、TRIPS協定の水準を超える知的財産保護を規定している。

(a) 手続事項の簡素化・調和

国際分類の使用義務（第170条第2項）

特許出願、商標出願に対し、ペルーが未加入（日本は加入済）であるストラスブル協定、ニース協定に基づく分類を付与することを両国で義務化した。

(b) 知的財産の保護強化

(i) コンピュータ・プログラムを含む発明の特許可能性（第174条）

特許出願に係る保護の対象がコンピュータ・プログラムを他のものとともに含む、という理由のみで、特許出願を拒絶することを要求してはならない旨規定した。

(ii) 部分意匠の保護可能性（第175条）

意匠登録出願人の求めがあったときには、審査における登録性について、物品の全体の意匠ではなく、部分の意匠に基づいて判断しうることを確保する旨規定した。

(c) エンフォースメントの強化

(i) 国境措置の強化（第182条第1項、第2項）

輸入または輸出されようとしている不正商標商品または著作権侵害物品について、権利者の申立てにより、または職権により、税関当局が解放を国境で停止する手續を定める旨規定した。また、国境措置が行われた際、荷送人、荷受人、輸入者、輸出者の名称・住所を場合に応じて権利者に通報する旨規定した。

(ii) インターネット・サービス・プロバイダ (ISP)

（第185条第1項、第2項）

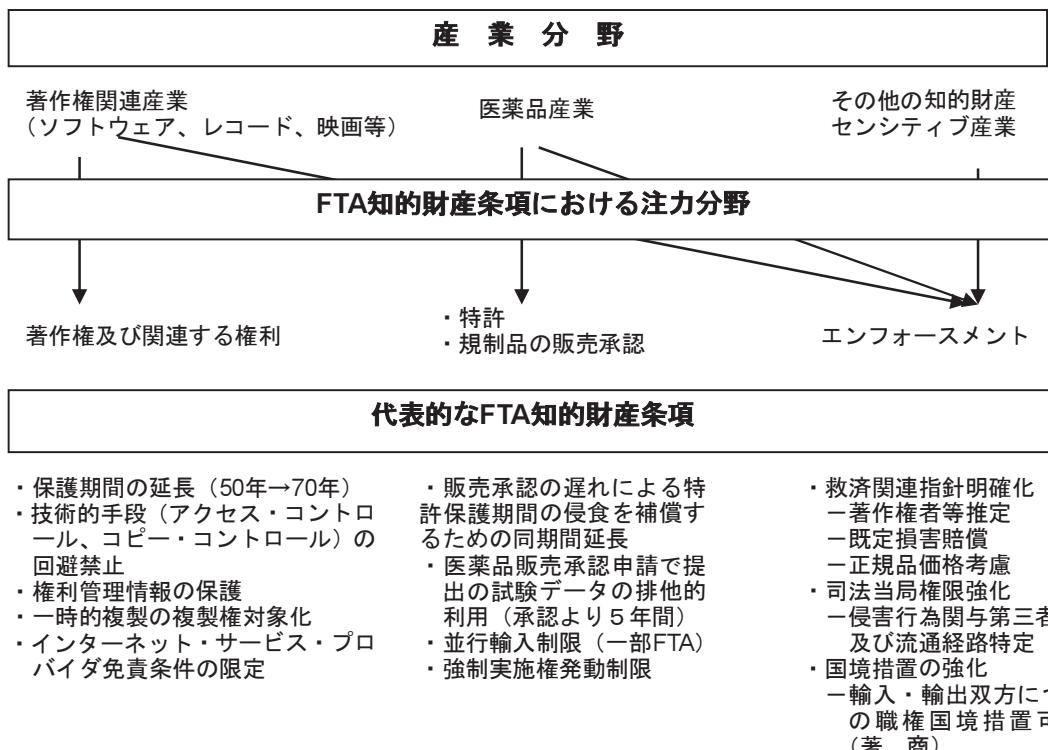
ISPが著作権及び関連する権利を侵害するコンテンツを削除することを奨励するため、ISPの責任を制限する法的枠組みを設ける旨規定した。また、著作権・関連する権利の権利者が、正当な理由がある場合に、ISPから、侵害を行った疑義のある者を特定する情報を迅速に入手することができるようとする手續を、両国が設けることを義務化する旨規定した。

（4）諸外国の動向

①米国のFTAにおける知的財産章の概要

米国のFTAにおける知的財産戦略は、2002年通商法に見られるように、米国の国内法の保護水準を相手国において担保することを目指していると考えられる。米国FTAにおける知的財産条項は、図表III-4のように3つの柱に大別することができる。これは、著作権関連産業、医薬品産業といった米国において、競争力が強く、知的財産について関心の高い産業分野を反映していると言えよう。

<図表III-4> 米国FTA知的財産戦略の俯瞰



二国間協定においては、TRIPS協定で任意とされている事項を義務化したり、規定されていない事項について新たな規律を導入したりすることが考えられるが、米国FTAの知的財産章はこの側面を積極的に推進していると言える。なお、TRIPS協定では最惠国待遇（MFN）義務が規定されており、当該協定の対象であってTRIPS協定の対象となっている知的財産に関するEPA/FTAの条項に基づく措置は、EPA/FTA締約国の国民のみならずWTO加盟国の国民全体に適用しなければならない。但し、TRIPS協定の対象とならない知的財産権及びMFNの例外として同協定に限定列挙されたものについては、MFN義務は及ばないことになる。

TRIPS協定を超える義務を課す規定として、具体的には以下の例が挙げられる。

(a) 著作権保護期間の延長

著作権分野において、TRIPS協定第9条第1項が引用するベルヌ条約第7条は、著作物について著作者の死後50年、TRIPS協定第14条第5項では実演家

及びレコード製作者について実演又は固定から50年の保護期間を規定している。これに対して、例えば、米豪FTAでは、著作権、実演家及びレコード製作者の権利に、70年の保護期間を規定している。

(b) テストデータ保護

TRIPS協定第39条第3項は、「新規性のある化学物質を利用する医薬品又は農業用の化学品の販売の承認の条件として、作成のために相当の努力を必要とする開示されていない試験データその他のデータの提出を要求する場合には、不公正な商業的使用から当該データを保護する」と規定している。これに対し、米国FTAでは、提出データの排他的な利用期間を規定するなど、より明確かつ具体的な規定を導入している。

(c) 技術的手段の回避の禁止

著作権侵害防止のため、著作物、実演、レコードその他保護された対象に対するアクセスをコントロールする、または著作物を保護するための効

果的な技術的手段の回避を禁止する規律を導入している。

(d) 国際消尽

TRIPS協定は第6条において、最惠国待遇及び内国民待遇に関する規定以外は、紛争解決上、国際消尽（並行輸入の許容）の問題を取り扱うために当該協定のいかなる規定も用いてはならない旨を規定している。これに対し、例えば、米豪FTAでは、特許医薬品を並行輸入することを制限する規定が設けられている。

②EUのFTAにおける知的財産章の概要

従来、EUのFTA知的財産章への取組は、米国のそれとは異なり、一般規定、条約への加盟義務を中心の簡潔な規定となっていることが多かった。これに対して、EU韓FTAなど、近年締結されたFTAは従来よりも詳細な規定となっており、EUの今後のFTAの進め方が注目される。

EU韓FTAにおけるTRIPS協定を超える義務を課す規定には、米国FTAの規定と重複するものも多く存在するが、以下のように特徴的な規定も見られる。

(a) 地理的表示の保護

TRIPS協定第22条は、「消費者の誤認混同」を要件に地理的表示を保護する旨を規定しているが、特にぶどう酒（ワイン）及び蒸留酒（スピリッツ）に関する地理的表示に対しては、同第23条において、他の產品に比べて強力な保護（追加的保護）を規定している。これに対し、EU韓FTAにおいては、この追加的保護の対象を、ぶどう酒及び蒸留酒に加え、農產品及び食品にも広げることを規定している。また、EUについては162種類、韓国については64種類の地理的表示を保護対象とするこ

と、その対象は合意により拡大することについても規定している。

(b) 未登録意匠の保護

TRIPS協定に関連規定のない未登録意匠（デザイン）について、その使用を防止する法的手段を規定しなければならないとしている。

(c) 国境措置の対象の拡大

TRIPS協定第51条では、商標権及び著作権を侵害する物品に対しての国境措置を規定している。これに対し、EU韓FTAにおいては、国境措置の対象を、特許、意匠、地理的表示及び植物新品種の育成者権まで拡大している。

(5) 経済的視点及び意義

第II部第13章知的財産に記入したとおり、国際的に適切な知的財産の保護は、自由貿易の更なる推進及び健全な発展のために不可欠であり、技術力のある国にとっては、当該国企業が海外市場に安心して投資を行う際の前提となる。他方、技術力をもたない開発途上国にとっても円滑な技術移転の促進などを通じた経済的発展が期待できる。

(6) 主要ケース

我が国が、EPAの知的財産に関する義務規定から具体的な法令や通達改正を迫られたものはない。このことは、我が国の立場から見ると、EPAの知的財産規定が、専ら相手国の知的財産制度の強化という役割を有していることを意味している。EPA上の紛争解決手続に関しても、知的財産に係る権利義務については、相手国の義務履行を問う場として利用されることになると考えられる。今後の具体的ケースの積み重ねにより、その実用性などについての検証がなされることになろう。

コラム 知的財産権関連の国際条約

世界知的所有権機関（WIPO）

WIPOは、特許権、商標権、著作権などの知的財産に関する国連の専門機関である。各国制度の調和などを目的とする条約の策定、技術協力を通じた開発途上国における保護水準の引き上げ、情報化の推進によって知的財産保護の国際的な促進を図り、知的財産権に関する条約、国際登録業務の管理・運営を行っている。本部はジュネーブにあり、加盟国は186か国（2014年1月現在）である。

WIPOで管理されている条約は以下のものがあり、世界のEPA/FTAには、これらの条約への加入義務などを規定している協定も存在する（参考の協定参照）。

1. 知的財産保護

- ・工業所有権の保護に関するパリ条約（1883年）
- ・文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約（1886年）
- ・虚偽又は誤認を生じさせる原産地表示の防止に関するマドリッド協定（1891年）
- ・実演家、レコード製作者及び放送機関の保護に関する国際条約（ローマ条約）（1961年）
- ・許諾を得ないレコードの複製からのレコード製作者の保護に関する条約（レコード保護条約）（1971年）
- ・衛星送信される番組伝送信号の伝達に関する条約（プラッセル条約）（1974年）※日本は未締結
- ・オリンピック・シンボル保護に関するナイロビ条約（1981年）※日本は未締結
- ・視聴覚著作物の国際登録に関する条約（フィルム登録条約）（1989年）※日本は未締結
- ・集積回路についての知的所有権に関する条約（1989年）※未発効、日本は未締結
- ・商標法条約（TLT）（1994年）
- ・著作権に関する世界知的所有権機関条約（WCT）

（1996年）

- ・実演及びレコードに関する世界知的所有権機関条約（WPPT）（1996年）
- ・特許法条約（PLT）（2000年）※日本は未締結
- ・商標法に関するシンガポール条約（2006年）※日本は未締結
- ・視聴覚的実演に関する北京条約（2012年）※未発効、日本は未締結
- ・視覚障害者等の発効された著作物へのアクセスを促進するためのマラケシュ条約（仮称）（2013年）※未発効、日本は未締結

2. 国際的保護制度

- ・標章の国際登録に関するマドリッド協定（1891年）※日本は未締結
- ・意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定（1925年）※日本は未締結
- ・原産地名称の保護及び国際登録のための里斯ボン協定（1958年）※日本は未締結
- ・特許協力条約（PCT）（1970年）
- ・特許手続上の微生物の寄託の国際的承認に関するブダペスト条約（1977年）
- ・標章の国際登録に関するマドリッド協定に関する議定書（1989年）

3. 分類

- ・標章登録のための商品及びサービスの国際分類に関するニース協定（1957年）
- ・意匠の国際分類を定めるロカルノ協定（1968年）※日本は未締結
- ・国際特許分類に関するストラスブル協定（IPC）（1971年）
- ・標章の図形要素の国際分類を設定するためのウイーン協定（1973年）※日本は未締結



偽造品の取引の防止に関する協定 (ACTA : Anti-Counterfeiting Trade Agreement) の経緯と意義

【経緯】

知的財産権の執行を強化するための新しい国際的な法的枠組みである「偽造品の取引の防止に関する協定」（以下、「ACTA」）は、2005年G8サミットにおいて我が国が提唱し、我が國の他、米国、EU、スイス、カナダ、韓国、メキシコ、シンガポール、オーストラリア、ニュージーランド、モロッコが参加し、計11回の交渉会合を経て、2010年10月に大筋合意に至った。ACTAは2011年5月1日から署名のために開放されており、2011年10月には、東京にて署名式が開催され、我が国をはじめ、米国、カナダ、韓国、シンガポール、オーストラリア、ニュージーランド、モロッコの計8カ国が署名した。2012年1月には、EU及びEU加盟国（全27か国中22か国）が、同年7月にはメキシコがそれぞれ東京にて署名した。また、我が国は、2012年10月5日に受諾書を寄託し、ACTAの最初の締約国となった。ACTAは6番目の批准書等が寄託された日の後30日で発効することとされている。

なお、2012年7月、EUではACTAの締結が欧州議会において否決された。2014年2月末現在、ACTAを締結した国は我が国のみにとどまっており、発効に必要な6カ国が締結する状況には至っていない。

【ACTAの背景：模倣品・海賊版の世界的な拡散と新しい国際的なアプローチ】

模倣品・海賊版の世界的な拡散は、耐久性の低い自動車部品や、発火の危険のあるリチウム電池の模倣品等の流通により、消費者の安全や健康の直接的な脅威となっている。更には模倣品・海賊版の製造及び流通が、犯罪組織の安易な資金源になっている可能性がある点も指摘されている。これらの問題は、一つの国や二国間の取組だけでは必ずしも十分に解決することは困難であり、より多くの国での取組が求められている。知的財産権保護に係る現行のマルチの国際規律としてWTO/TRIPS協定があるものの、近年の知的財産権侵害の手法の高度化、デジタル技術の発展等により、主に海賊版及び模倣品による知

的財産権の侵害が増大したため、知的財産権に関する執行のためのより効果的な法的枠組みの構築が必要であるとの認識が高まった。そして2005年のG8グレンイーグルズ・サミットにおいて我が国より、模倣品・海賊版防止のための法的枠組み策定の必要性を提唱、その後、日米共同のイニシアティブとしてACTAの交渉が開始された。

【ACTAの内容】

ACTAは、TRIPS協定における執行に関する枠組みを更に発展させた「民事上の執行」、「国境措置」、「刑事上の執行」、「デジタル環境における知的財産権に関する執行」について規定している。例えば「国境措置」では、税関の職権による水際取締りについて、TRIPS協定では任意規定にとどまっていたが、ACTAでは、被疑侵害物品の解放を税関当局が職権により停止する手続を不正商標商品及び著作権侵害物品の輸出入について義務づけた。また、ACTAは、効果的な法的枠組みの構築にとどまらず、締約国の執行能力強化や締約国間の国際協力についても規定している。

【ACTAの意義と展望】

ACTAの意義は、第一に、締約国自身の知的財産権保護に関する法的枠組みが強化される点にある。第二に、締約国間の意見調整の場である委員会設置やベストプラクティス共有等、締約国間の協力を通じた執行の体制強化・質の向上も期待される。第三に、ACTAの内容がエンフォースメントに関する国際的規律の新たな標準モデルとなり、様々な国際協定に取り込まれていくなど、ACTA締約国の範囲を超えて、知的財産エンフォースメントの強化に向けた役割を果たすことも期待される。ACTA締約国としては、二国間・複数国間協議など様々な機会を利用して協定への理解を深めるとともに、アジア地域を始めとした諸外国に対して協定への参加を促していくことが期待される。